

原告代理人：その第 2 項に、金型完成後、トライ、試し打ちを行い、成形唱おでき、生産性を確認できた場合、金型代金の残り 7 割を振り込みにてお支払いくださいというふうに書いてありますね。

原告（佐津川智規）：はい。

原告代理人：この中で、成形品ができ生産性を確認できた場合っていうのは、どういうことを言うんですか。

原告（佐津川智規）：完成した金型を成形機に取り付けて、実際に樹脂を流し込んで、意図していたというか、設計どおりの製品のものが取れたというところが成形品ができ、生産性を確認できたということになります。

原告代理人：それは、設計どおりの製品が取れた場合ですか。

原告（佐津川智規）：そうですね、はい、。

原告代理人：設計どおりですか。

原告（佐津川智規）：そうですね。

原告代理人：反りがあったり、ヒケがあったり、そういう問題があった場合は駄目なんですか。

原告（佐津川智規）：それは、そのトライ後に金型なり、成型条件なりを煮詰めていって、そこから修正をするということです。

原告代理人：そうすると、その成形品ができて、生産性を確認できたっていうのはどういう場合を言うわけですか。

原告（佐津川智規）：今回の場合は、トライ 1 回目で金型がしっかり作動して、樹脂が充填され、製品の形が見れたということです。そこで金型完成したというようなことで検収の方を通常、上げさせていただいております。

原告代理人：金型が設計図面どおりの大きさにできてたとしても、そのトライの結果で不具合が出るっていうことは、まああることなんですかね。

原告（佐津川智規）：そうですね、はい。

***赤字のところ、つい、本当のことを言ってしまったので、原告代理人は慌てた、慌てた！必死にそれだとマズイってわかって、なんども生産性が・・・って聞いていた。笑える。**